

# 適用すべき事業の範囲について

平成25年9月

総務省自治財政局公営企業課

# 事業範囲を検討する理由

現在、財務規定等が非適用となっている事業については、以下のような実情が存在。

## ①事業の性質

現在の14事業(地財法上の特会設置義務事業:9事業、決算統計上のみの分類:5事業)の中には、  
○一般行政との関連が密接で経費の相当な部分を一般財源をもって賄わなければならない事業  
○財務規定等を適用して運用するほどには企業の実態を有していない事業  
○継続的に実施することが必ずしも前提とされていない事業  
などといった性質を有する事業が存在。こうした事業についてまで一律に国が義務的に財務規定等を適用することの是非について、事業の性質を踏まえた検討が必要。

## ②地方公共団体の認識

現在、非適用となっている14事業のうち、下水道事業や簡易水道事業については、法適化に係る特別交付税措置がなされているほか、関係団体においても法適化にあたってのマニュアル作成等の検討が相当程度進んでいるが、その他の事業においてはこれまで個別の検討は進んでおらず、事業によって熟度・地方公共団体の認識が様々である状況。

## ③地方公共団体の負担

14事業はそれぞれ性質が異なり、各事業それぞれの担当部局で負担が発生するため、これらについて一度に財務規定等を適用すると、地方公共団体に過大な負担がかかることや、委託業者の選定等から円滑な実施に支障をきたすおそれ。

⇒上記のような理由から、財務規定等適用事業の拡大にあたっては、その円滑な実施のために、適用事業をどこまでとするか、小規模事業に対する配慮をどうするかについて検討が必要であるもの。

事業名	現行	今回の改正目的に基づく視点		昭和41年の法適拡大時の視点		
		【視点1】 大規模な投資が必要な事業か  (市町村における企業債残高の標準財政規模に対する比率が概ね3%以上のもの)	【視点2】 民間において類似の事業を多く実施しているか  (民間シェアが概ね50%以上のもの)	【視点3】 経費の相当部分を一般財源をもって賄わなければならない事業でないか  (経費回収率が概ね70%以上のもの)	【視点4】 施設の提供等のきわめて単純な事業でないか  (当該施設の使用料が主な料金収入となっているもの以外のもの)	【視点5】 継続的に実施される事業か  (公営企業として継続的に実施していくことが前提となっている事業)
水道	全適	○	×	○	○	○
工業用水道	全適	○	×	○	○	○
交通合計	全適	×	—	—	○	○
うち路面電車	—	×	○	○	—	—
うち自動車	—	×	○	○	—	—
うち鉄道	—	—	○	○	—	—
電気(卸供給)	全適	×	○	○	○	○
ガス	全適	○	○	○	○	○
病院	財適	○	○	○	○	○
電気(卸供給以外)	特会設置	×	○	○	○	○
交通(船舶)	特会設置	×	○	○	○	○
簡易水道	特会設置	○	×	○ ※	○	○
港湾整備	特会設置	○	×	× ※	△	○
市場	特会設置	×	○	○	× ※	○
と畜場	特会設置	×	○	×	× ※	○
観光施設	特会設置	×	○	○	△	× ※
宅地造成	特会設置	○	○	○	○	× ※
公共下水道	特会設置	○	×	○ ※	○	○
その他下水道		○	○	○	○	○
介護サービス		×	○	○	○	○
駐車場		×	○	○	×	○
有料道路		×	○	○	×	×
その他(有線放送等)		○	○	○	?	?

※簡易水道、港湾整備、公共下水道については、昭和41年当時「一般行政との関連が密接で経費の相当な部分を一般財源をもって賄わなければならない」として対象外(×)とされた。

※市場、と畜場については、昭和41年当時「事業の内容が施設の提供というきわめて単純なものであり企業の経営という実態を有しない」として対象外(×)とされた。

※宅地造成については、昭和41年当時「一定の工事が完成すると事業そのものも完結してしまい継続的な事業体とはいえない」として対象外(×)とされた。

【法適用範囲の拡大に当たっての視点:関係データ】

H25.8.28

事業名	現行	事業数					民間企業シェア		企業債残高					【参考】経費回収率 (%)		
		総計					民間/ (公営+民間)	民間シェア 50%以上	企業債残高 【合計】 (百万円)	うち 市町村	企業債残高 【1事業当平均】 (百万円)	【参考】		A 料金収入等/ 経常費用	B (料金収入等+国 庫補助+都道府 県補助+基準内 繰入)/経常費用	B-A
		うち 都道府県	うち 政令市	うち 市区町村	うち 一組等	企業債残高 【1事業当平均】 (<市町村> 百万円)						標準財政規模 に対する割合 <市町村> (%)				
水道	全適	1,345	25	19	1,210	91	1%		8,661,430	4,529,325	6,440	3,743	24.2%	105.8	107.2	1.4
工業用水道	全適	148	40	9	90	9	1%		469,560	88,391	3,173	982	3.3%	115.4	115.8	0.4
交通合計	全適	49	4	19	25	1			3,676,950	5,316	75,040	213	0.0%			
うち路面電車	—	5	1	2	2	0	87%	○	6,320	2,921	1,264	1,461	1.5%	85.3	90.1	4.8
うち自動車	—	35	2	9	23	1	79%	○	80,415	2,395	2,298	104	0.2%	86.9	89.9	3.0
うち鉄道	—	9	1	8	0	0	87%	○	3,590,214	0	398,913	—	—	97.6	103.9	6.3
電気(卸供給)	全適	26	25	0	1	0	99%	○	107,111	857	4,120	857	0.8%	108.0	108.4	0.4
ガス	全適	30	0	1	28	1	98%	○	119,630	60,632	3,988	2,165	8.4%	98.3	100.9	2.6
病院	財適	610	37	16	482	75	90%	○	3,546,962	1,645,257	5,815	3,413	16.8%	86.5	98.9	12.4
電気(卸供給以外)	特会設置	35	1	4	26	4	99%	○	8,984	5,059	257	195	0.7%	137.8	137.8	0.0
交通(船舶)	特会設置	44	0	2	40	2	85%	○	5,148	4,742	117	119	0.6%	62.5	85.2	22.7
簡易水道	特会設置	777	1	5	768	3	4%		818,025	801,919	1,053	1,044	10.7%	56.5	69.8	13.3
港湾整備	特会設置	98	38	6	48	6	公企のみ		758,345	35,441	7,738	738	3.8%	56.3	56.4	0.1
市場	特会設置	160	9	17	124	10	87%	○	387,391	73,016	2,421	589	1.5%	74.3	88.6	14.3
と畜場	特会設置	60	2	10	38	10	61%	○	36,127	11,279	602	297	0.8%	35.3	35.6	0.3
観光施設	特会設置	219	6	6	206	1	民間多数	○	30,396	23,496	139	114	0.5%	80.2	80.4	0.2
宅地造成	特会設置	297	35	15	242	5	民間多数	○	2,532,488	160,025	8,527	661	2.8%	98.0	98.1	0.1
公共下水道	特会設置	1,423	6	20	1,380	17	公企のみ		26,344,484	17,752,035	18,513	12,864	86.4%	50.3	87.2	36.9
その他下水道		1,104	41	13	1,047	3	公企のみ		3,356,894	1,861,132	3,041	1,778	13.2%	40.5	69.6	29.1
介護サービス		384	1	5	310	68	93%	○	114,067	63,741	297	211	1.5%	87.6	88.1	0.5
駐車場		213	10	16	187	0	民間多数	○	116,987	61,653	549	348	1.0%	65.9	68.5	2.6
有料道路		2	0	1	1	0	99%	○	1,034	0	517	0	0.0%	93.6	93.6	0.0
その他(有線放送等)		33	8	1	21	3	(民間多数)	○	130,428	15,800	3,952	752	2.9%	88.6	89.5	0.9

<留意点>

- ・事業数については、同一の団体で同種の事業を複数実施している場合でも、1事業にまとめてカウント。(例:任意適用の公共下水と非適用の特環公共下水を実施している場合でも1事業としてカウント)
- ・営業規模=0円の事業については集計の対象外としている。(起債の償還のみ行っている、指定管理者の利用料金制等、実質的に事業を実施していないものと考えられるため)

## 対象事業について整理する基準

### (今回の改正目的に基づく視点)

#### 視点1: 大規模な投資が必要な事業か

##### 【趣旨】

各団体の財政規模に比して企業債残高が大きいものについては、今回の適用拡大の第一の趣旨として掲げられているストック情報の的確な把握による適切な更新計画の策定の必要性が高いと考えられることから、視点として設定するもの。

##### 【基準】

都道府県や政令市に比べて団体数が多い市町村の企業債残高の財政規模に対する比率を用いることとし、現在法適化されている事業でインフラ整備が必要なもののうち、その比率が最も小さい工業用水道事業の比率が3.3%であることを踏まえて、概ね3%を基準とするもの。

##### 【整理】

- : 市町村における企業債残高の標準財政規模に対する比率が概ね3%以上のもの
- ×: 市町村における企業債残高の標準財政規模に対する比率が概ね3%を超えないもの

#### 視点2: 民間において類似の事業を多く実施しているか

##### 【趣旨】

民間企業と類似した事業で企業性が高いものについては、今回の適用拡大の第二の趣旨として掲げられている損益情報の的確な把握による経営計画の策定の必要性が高いと考えられることから、視点として設定するもの。

##### 【基準】

民間企業と類似した事業で企業性が高いものについては、実際に民間企業として実施されている割合が高いと考えられることから、民間企業のシェアが概ね50%以上かを基準とするもの。

##### 【整理】

- : 民間企業のシェアが概ね50%以上のもの
- ×: 民間企業のシェアが概ね50%を超えていないもの

### (昭和41年の法適用拡大時の視点)

#### 視点3: 経費の相当部分を一般財源として賄わなければならない事業でないか

##### 【趣旨】

昭和41年の法適用拡大時の考え方を踏まえて視点として設定するもの。

##### 【基準】

基本通達において任意に法適用を行う場合には、「その経常的経費の少なくとも70～80%程度を料金等の経営に伴う経常的収入をもって賄うことができるものであること」とされていることから、経費回収率が概ね70%以上かを基準とするもの。

##### 【整理】

- : 経費回収率が概ね70%以上のもの
- ×: 経費回収率が概ね70%を超えていないもの

##### 【備考】

昭和41年当時「一般行政との関連が密接で経費の相当な部分を一般財源をもって賄わなければならない」として簡易水道、港湾整備、公共下水道が対象外とされた。

#### 視点4: 施設の提供等のきわめて単純な事業でないか

##### 【趣旨】

昭和41年の法適用拡大時の考え方を踏まえて視点として設定するもの。

##### 【基準】

施設の提供等のきわめて単純な事業については、施設の使用料が主な料金収入になると考えられることから、当該施設の使用料が主な料金収入となっているかを基準とするもの。

##### 【整理】

- : 施設の使用料が主な料金収入となっていないもの
- ×: 施設の使用料が主な料金収入となっているもの

##### 【備考】

昭和41年当時「事業の内容が施設の提供というきわめて単純なものであり企業の経営という実態を有しない」として市場、と畜場が対象外とされた。

#### 視点5: 継続的に実施される事業か

##### 【趣旨】

昭和41年の法適用拡大時の考え方を踏まえて視点として設定するもの。

##### 【基準】

一定の工事が完成すると事業そのものも完結してしまうものや今後事業が縮小していくことが見込まれるものについては、継続的に実施される事業とは言いがたいことから、公営企業として継続的に実施していくことが前提となっている事業かを基準とするもの。

##### 【整理】

- : 公営企業として継続的に実施していくことが前提となっているもの
- ×: 公営企業として継続的に実施していくことが前提となっていないもの

##### 【備考】

昭和41年当時「一定の工事が完成すると事業そのものも完結してしまい継続的な事業体とはいえない」として宅地造成が対象外(×)とされた。